

評議員・理事・監事の区分毎の報酬等の支給基準

(1) 評議員

報酬等の額の総額 各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で支給する。

	報酬等
評議員会への出席	10,000円
法人、施設の会議への出席	
理事長の要請による法人内外の研修会への出席	
その他理事長が必要と認める場合	

(2) 理事

報酬等の額の総額 各年度の総額が3,000,000円を超えない範囲で支給する。

	報酬等
理事会及び理事懇談会への出席	10,000円
評議員会への出席	
監査への出席	
法人、施設の会議への出席	
理事長の要請による法人内外の研修会への出席	
その他理事長が必要と認める場合	

(3) 監事

報酬等の額の総額 各年度の総額が300,000円を超えない範囲で支給する。

	報酬等
理事会及び理事懇談会への出席	10,000円
評議員会への出席	
監査への出席	
法人、施設の会議への出席	
理事長の要請による法人内外の研修会への出席	
その他理事長が必要と認める場合	